

平成29年6月5日

関係各位

新千歳空港国際化推進協議会
会長 高橋 はるみ

平成29年度新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品輸出補助制度実施のご案内

謹啓 新緑の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

当協議会は「新千歳空港の国際化や国際エアカーゴ基地の形成について調査検討を行うとともに、推進連絡活動を行い、もって本道の国際化や産業の振興に寄与する」ことを目的として、昭和62年7月に発足し、現在に至るまで、あわせて30の自治体・関係団体・空港会社等が参画し、上記の目的達成に向け、諸活動に取り組んできたところです。

当協議会では、本年度も引き続き「新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品輸出補助制度」を実施します。この制度は、新千歳空港を利用した航空貨物便による輸出の促進を目的として、生鮮食料品の輸出を行う荷主の皆様に対し、一定の条件を満たす場合につきまして、補助を行う制度です。

つきましては、この制度をご利用いただき、北海道の生鮮食料品の輸出促進および新千歳空港の国際航空路線の利用促進にご協力いただければ幸いです。

なお、制度詳細については、別添の要領・申請書類等をご覧ください。

謹白

記

<新千歳空港国際化推進協議会生鮮食料品輸出補助制度>

1. 概要：新千歳空港から生鮮食料品貨物を輸出する荷主に対し、輸送方法が当制度の定める規定を満たし、かつ所定の申請を行った場合、助成金を交付する（条件は別添要領参照）。
2. 期間：平成29年6月5日（月）～平成29年3月31日（金）の間
ただし、助成金は協議会会員の負担金の中から拠出を行うため上限あり。（拠出した助成金の合計がその上限に達し次第、その年度の交付は打ち切るものとする。）
3. 申請方法：申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、押印のうえ、提出書類とあわせて、申請すること。
4. その他：交付打ち切りの場合は、北海道および北海道経済連合会のホームページで周知するが申請月の締切日途中の交付打ち切りの場合は、要領第5条2の記載のとおり、交付額を修正の上申請者に通知する。
5. 問合せ・申請先：「新千歳空港国際化推進協議会」事務局まで
〒060-0001 札幌市中央区北1条西3丁目3 札幌MNビル8階
（北海道経済連合会内） 担当 植木 一仁
TEL011-221-6115 FAX011-221-3608 e-mail:ueki.kazuhito@dokeiren.gr.jp

なお、この要領・申請書等は、北海道「総合政策部航空局国際航空グループ」ホームページ（<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/kkk/kasseika.htm>）、および北海道経済連合会ホームページ（「道経連からののお知らせ」、<http://www.dokeiren.gr.jp/>）に掲載しています。